

現行	改正後（案）
<p>(賃貸研究所及び改修型賃貸研究所の基準)</p> <p>第10条 条例第2条第12号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上において、床の積載荷重（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第85条の積載荷重をいう。<u>以下</u>同じ。）が1平方メートルにつき4,905ニュートン以上であること。</p> <p>(第2号及び第3号まで省略)</p> <p>(4) かごの幅、奥行及び天井の高さの合計が8メートル以上で、かつ、積載荷重が<u>1平方メートルにつき19,620ニュートン以上の昇降機を備えること</u>（当該施設に昇降機を要しないと市長が認める場合は、この限りでない。）。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(賃貸研究所及び改修型賃貸研究所の基準)</p> <p>第10条 条例第2条第12号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上において、床の積載荷重（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第85条の積載荷重をいう。<u>次項第1号において</u>同じ。）が1平方メートルにつき4,905ニュートン以上であること。</p> <p>(第2号及び第3号まで省略)</p> <p>(4) かごの幅、奥行及び天井の高さの合計が8メートル以上で、かつ、積載荷重<u>（建築基準法施行令第129条の5第2項の積載荷重をいう。）が19,620ニュートン以上の昇降機を備えること</u>（当該施設に昇降機を要しないと市長が認める場合は、この限りでない。）。</p> <p>(以下省略)</p>